

農地を相続したら、登記・届出をお願いします

問 農林課 農地係（農業委員会事務局） ☎ 92-7945

農地を次の世代にトラブルなく引き継ぐため、農地の所有者が亡くなったときは、相続登記（所有者の名義変更）を行い、農業委員会へ相続した旨の届出をお願いします。

令和6年4月1日から相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上義務付けられました。法施行以前に相続した不動産も対象となります。

なお、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

山林を相続したら、登記・届出をお願いします

問 農林課 農林係 ☎ 92-7945

山林を次の世代にトラブルなく引き継ぐため、山林の所有者が亡くなったときは、相続登記（所有者の名義変更）を行い、農林課へ相続した旨の届出をお願いします。

令和6年4月1日から相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上義務付けられました。法施行以前に相続した不動産も対象となります。

なお、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

令和7年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問 税務課 固定資産税係 ☎ 92-7918

令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、自己の所有する固定資産（土地、家屋）と他の固定資産を比較することで、価格（評価額）が適正であるか確認するための制度です。

▽縦覧日時 4月1日（火）～5月30日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

▽縦覧場所 税務課 固定資産税係（役場1階）

▽必要書類 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※代理人が縦覧する場合は委任状（法人の場合は、法人印または代表者の職印が押された委任状）

医療法人清明会

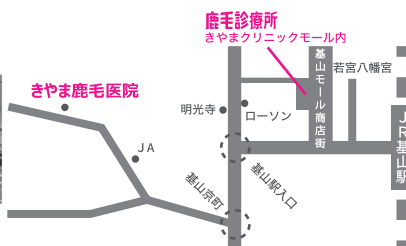
きやま鹿毛医院 内科・腎臓内科（人工透析）

令和6年1月透析センター
リニューアルいたしました

送迎対応可能です

外来診療時間
月～木 14:00～16:15

基山町宮浦399-1 ☎ 0942-92-2650



鹿毛診療所

内科・循環器内科

一般内科疾患管理、心電図、胸XP、心J-検査
循環器疾患（不整脈、狭心症、心不全等）
睡眠時無呼吸症候群外来、禁煙外来
生活習慣病管理（高血圧・糖尿病・脂質異常）
予防接種（带状疱疹・RSウイルス・肺炎球菌 他）

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	●	●	休
14:00～17:30	●	●	●	休	●	／

基山町宮浦 186-65 ☎ 0942-50-8059

有料広告